

千葉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第65号

千葉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例
で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。